

# 厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正について

令和5年8月7日に人事院勧告がなされ、国家公務員の給与改定が行われる予定であることから、本市職員の給与改定等を行うため、厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものです。

なお、地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、国家公務員の給与等を考慮して定めることとなっています。

## 1 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（案）について

### (1) 改定の内容

#### ア 給料月額の上上げ（給料表の上上げ）

対象となる職員の上上げ率：平均1.06%（給料月額で平均3,417円の増）

(ア) 行政職（1）：平均1.03%の上上げ（給料月額で平均3,305円の増）

(イ) 行政職（2）：平均0.33%の上上げ（給料月額で平均1,185円の増）

(ウ) 消防職：平均1.48%の上上げ（給料月額で平均4,650円の増）

※ 給料月額の上上げ額（行政職（1）大卒採用のモデル給与の場合）

① 初任給：11,000円の上上げ

② 20歳台：6,000円から11,000円までの間の上上げ

③ 30歳台：2,000円から6,000円までの間の上上げ

④ 40歳台：1,100円から2,000円までの間の上上げ

⑤ 50歳台：1,000円から1,300円までの間の上上げ

※ 給料月額の上上げ額（参考）

① 行政職（1）再任用職員：1,000円の上上げ（週5勤務の場合）

② 特定任期付職員：5,000円の上上げ

#### イ 期末勤勉手当の上上げ

年間支給月数 4.40月 → 4.50月（0.10月上げ）※一般職の場合

(ア) 令和5年度について

6月期：期末手当1.20月（支給済み）

勤勉手当1.00月（支給済み）

12月期：期末手当1.20月から1.25月に上げ（0.05月上げ）

勤勉手当1.00月から1.05月に上げ（0.05月上げ）

年間の支給月数：4.40月から4.50月に上げ（0.10月上げ）

(イ) 令和6年度以降について

6月期：期末手当 1.20 月から 1.225 月に引上げ (0.025 月引上げ)

勤勉手当 1.00 月から 1.025 月に引上げ (0.025 月引上げ)

12月期：期末手当 1.25 月から 1.225 月に引下げ (0.025 月引下げ)

勤勉手当 1.05 月から 1.025 月に引下げ (0.025 月引下げ)

年間の支給月数：4.50 月

(2) 一般職の場合

年間 4.40 月 → 4.50 月 (0.10 月引上げ)

※ 一般職員数 1,405 人 (令和5年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 期末勤勉手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げに伴う影響額含む)

・一般職員 約 58,097 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和5年度	期末手当	1.20 月	1.20 月	2.40 月
	勤勉手当	1.00 月	1.00 月	2.00 月
	合 計	2.20 月	2.20 月	4.40 月

イ 改定後

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和5年度	期末手当	1.20 月	1.25 月	2.45 月
	勤勉手当	1.00 月	1.05 月	2.05 月
	合 計	2.20 月	2.30 月	4.50 月

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度以降	期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	合 計	2.250 月	2.250 月	4.50 月

(3) 再任用職員の場合

年間 2.30 月 → 2.35 月 (0.05 月引上げ)

※ 再任用職員数 124 人 (令和5年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 期末勤勉手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げに伴う影響額含む)

・再任用職員 約 12,892 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和5年度	期末手当	0.675 月	0.675 月	1.35 月
	勤勉手当	0.475 月	0.475 月	0.95 月
	合 計	1.15 月	1.15 月	2.30 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和5年度	期末手当	0.675 月	0.700 月	1.375 月
	勤勉手当	0.475 月	0.500 月	0.975 月
	合 計	1.15 月	1.20 月	2.35 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和6年度以降	期末手当	0.6875 月	0.6875 月	1.375 月
	勤勉手当	0.4875 月	0.4875 月	0.975 月
	合 計	1.175 月	1.175 月	2.35 月

(4) 特定任期付職員の場合

年間 3.30月 → 3.40月 (0.10月引上げ)

※ 特定任期付職員数 1人 (令和5年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 期末勤勉手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げに伴う影響額含む)

・特定任期付職員 78,972円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	1.65月	1.65月	3.30月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	1.65月	1.75月	3.40月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和6年度以降	期末手当	1.70月	1.70月	3.40月

(5) 給与改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和6年4月1日の2段階施行

## 2 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（案）について

### (1) 期末手当の引上げ

年間支給月数 常勤特別職職員 4.15月 → 4.25月  
 病院事業管理者 4.15月 → 4.25月

#### ア 令和5年度について

6月期：期末手当2.075月（支給済み）

12月期：期末手当2.075月から2.175月に引上げ（0.10月引上げ）

年間の支給月数：4.15月から4.25月に引上げ（0.10月引上げ）

#### イ 令和6年度以降について

6月期：期末手当2.075月から2.125月に引上げ（0.05月引上げ）

12月期：期末手当2.175月から2.125月に引下げ（0.05月引下げ）

年間の支給月数：4.25月

### (2) 常勤特別職職員の場合

年間 4.15月 → 4.25月（0.10月引上げ）

※ 常勤特別職数 4人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

- ・市長 126,456円の増
- ・副市長 102,960円の増
- ・教育長 93,192円の増

#### ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

#### イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.175月	4.25月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和6年度以降	期末手当	2.125月	2.125月	4.25月

(3) 病院事業管理者の場合

年間 4.15月 → 4.25月 (0.10月引上げ)

※ 病院事業管理者数 1人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

・病院事業管理者 96,360円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.175月	4.25月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和6年度以降	期末手当	2.125月	2.125月	4.25月

(4) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和6年4月1日の2段階施行

### 3 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（案）について

#### (1) 期末手当の引上げ

年間支給月数 議長、副議長及び議員 4.15月 → 4.25月

ア 令和5年度について

6月期：期末手当2.075月（支給済み）

12月期：期末手当2.075月から2.175月に引上げ（0.10月引上げ）

年間の支給月数：4.15月から4.25月に引上げ（0.10月引上げ）

イ 令和6年度以降について

6月期：期末手当2.075月から2.125月に引上げ（0.05月引上げ）

12月期：期末手当2.175月から2.125月に引下げ（0.05月引下げ）

年間の支給月数：4.25月

#### (2) 議員の場合

年間 4.15月 → 4.25月（0.10月引上げ）

※ 議員数 28人

※ 引上げに伴う影響額

・議長 67,920円の増

・副議長 58,800円の増

・議員 54,240円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	2.075月	2.175月	4.25月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和6年度以降	期末手当	2.125月	2.125月	4.25月

#### (3) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和6年4月1日の2段階施行

## 給与改定に伴う職員給与費の12月期補正予算について

### 1 12月期補正予算額について

給与改定に伴う職員給与費の12月補正予算額は、一般会計ベースで、約177,249千円、職員1人当たりでは、約115,396円となります。

特別会計、企業会計及び議員の給与改定も含めた補正額は、約266,213千円となります。

#### 【一般会計】12月期補正予算増額内訳

会計区分	項目	補正予算額
一般会計	給料引上げ分	59,142千円
	給料引上げに伴う地域手当の跳ね返し分	9,480千円
	給料引上げに伴う時間外勤務手当の跳ね返し分	9,270千円
	給料引上げに伴う期末勤勉手当の跳ね返し分	24,715千円
	期末勤勉手当引上げ分	59,048千円
	給料引上げに伴う期末勤勉手当の跳ね返し分+期末勤勉手当引上げ分に対する共済負担金	15,594千円
合 計		177,249千円

※ 一般会計職員数 1,536人(令和5年4月1日現在)

※ 一般会計の職員：特別職(4人)、一般職(1,405人)、再任用職員(126人)、特定任期付職員(1人)

#### 【特別会計】

会計区分		項目	補正予算額
特別会計	後期高齢者医療事業	給料、地域手当、 時間外勤務手当、期 末勤勉手当、共済費	827千円
	国民健康保険事業		3,079千円
	介護保険事業		2,182千円
合 計			6,088千円

#### 【企業会計】

会計区分		項目	補正予算額
企業会計	病院事業	給料、地域手当、 時間外勤務手当、期末勤勉 手当、共済費	78,300千円
	公共下水道事業		3,039千円
合 計			81,339千円

#### 【議員】

区分	項目		補正予算額
一般会計	議員	期末手当	1,537千円
合 計			1,537千円

※議員数 28人(令和5年4月1日現在)

総合計		266,213千円
-----	--	-----------